

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

2026年2月11日

監査対応は万全でも、DNOA 対応は万全か

インドネシア税関の新・リスクベース監査枠組みが、経営者に即時の理解を求める理由

これまで、インドネシアにおける関税監査は、苦情、異常値、あるいは個別の執行方針を契機として実施される、比較的事後的な措置として認識されてきた。しかし、その時代は既に終わりを迎えており、SE-17/BC/2025 の発出により、インドネシア税関総局 (DJBC) は、監査対象の選定方法そのものを構造的かつ恒常に変更した。これは一過性の運用変更ではなく、データと分析を基軸とする新たな統治モデルへの移行を意味する。輸出入業務を統括する経営者にとって、本通達を軽視することは、もはや中立的な判断ではなく、経営上の重大な死角となり得る。

「誰が監査されるか」から「誰が最初に分析されるか」へ

SE-17/BC/2025 は、監査の実施方法を定めた規程ではない。

本通達の本質は、「誰を監査対象として検討するのか」を決定する仕組みにある。

同通達の下では、税関当局が直ちに監査に着手することはない。まず、企業または品目を対象としたリスク分析プロセスが実施され、その結果として分析対象候補が正式に抽出される。この候補リストが、Daftar Nominasi Objek Analisis (DNOA) である。

一度 DNOA に掲載された時点で、当該企業は分析システム上、もはや不可視の存在ではなくなる。

DNOA とは何か — 監査前段階における静かな関門

DNOA は、警告書ではない。

違反認定でもない。

しかし、無害な一覧表でもない。

DNOA とは、DJBC が分析資源を投入する価値があると判断した企業または品目を、会議体の承認を経て正式に選定した名簿である。DNOA に掲載された対象のみが、次の措置に進む可能性を持つ。

- 関税監査
- 再調査 (Penelitian Ulang)
- その他の目的別分析・対応措置

すなわち、

DNOA に掲載されなければ監査は行われない。

しかし、DNOA に掲載された時点で、体系的な精査が既に始まっている。

この選定プロセスは必須であり、文書化され、内部の品質保証を経て実施されるため、恣意性は排除されている。

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

企業が DNOA に掲載される理由

— 「法令遵守」だけでは十分ではない

SE-17/BC/2025 は、DNOA 選定に用いられる主要な変数を明示している。具体的には次の通りである。

- 輸出入取引の継続性（活動実態）
- 輸出入金額
- 関税上の優遇措置・免税・猶予制度の利用状況
- 過去の監査履歴
- 通関書類の件数
- 過去の処分結果の拡張対象となる可能性

これらはいずれも、違反を意味するものではない。

しかし取引規模、制度利用度、及び監査効率性を測定する指標として機能する。その結果、次の事実が浮かび上がる。

取引量が多く、制度を活用し、事業活動が安定している企業ほど、構造的に DNOA の対象となりやすい。

問題は、DNOA に入るか否かではない。

「DNOA に入った際、どのようなデータ像を示しているか」である。

なぜ本通達は経営者が把握すべき事項なのか

SE-17/BC/2025 は、関税リスクにおける「データ」の位置づけを根本から変えている。

DJBC の分析では、以下の情報が横断的に活用される。

- 輸出入申告データ
- 関税・内国税上の制度利用情報
- 違反および処分履歴
- 納税者番号（NPWP）関連情報
- 税務データや中央銀行データ等の外部情報

すなわち、**データの整合性、記録管理、社内統制の一貫性**が、監査開始前から企業のリスク像を形成する。

データ管理の不備は、単なる指摘事項に留まらない。

分析範囲の拡大、期間の延長、監査の深度化を招く要因となり得る。

経営者にとっての戦略的示唆

SE-17/BC/2025 が示すのは、取締りの強化ではない。

取締りの高度化である。

経営者にとっての要点は明確である。

- 監査は突発的な事象ではなく、**計画された結果**である
- リスク評価は、接触前にすでに完了している
- 実質的な対応局面は、監査開始後ではなく、**分析段階以前**に存在する

フェアコンサルティングインドネシア ニュースレター

本通達を早期に理解する企業は、監査範囲の限定、是正指摘の抑制、業務の予見可能性の確保が可能となる。一方、理解が遅れた企業は、既に可視化されていた不整合について、後追いで説明を求められることになる。

まとめ

SE-17/BC/2025 は、現場担当者向けの技術的通達ではない。

それは、**国家がどのようにリスクを認識し、配分するかを示す制度設計の表明**である。

輸出入を所掌する経営者にとって、本通達は「通知を受けてから読む文書」ではない。

今、理解すべき経営情報である。

なぜなら、新たな制度下において、監査は通知書の到達とともに始まるのではなく、

企業データが分析パイプラインに投入された瞬間に、既に始まっているからである。

お問い合わせ先

フェアコンサルティンググループ[®]

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービス

大阪 オフィスタワー12F (本社)

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

Tel:06-6451-9201 | Fax:06-6451-9203

e-mail: grm@faircongrp.com

PT FAIR CONSULTING INDONESIA

16th Floor MidPlaza 1 Jl. Jend Sudirman Kav 10-11 Jakarta 10220 (インドネシアオフィス)

Tel : +62-21-570-6215 | Fax : +62-21-570-6217

Pahala Alex Lumbantoruan (勅許会計士・通関業務専門士)

対応言語：日本語・英語

e-mail : alexandra@faircongrp.com

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「フェアコンサルティング インドネシア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。